

広島県水道広域連合企業団建設事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定要領

令和5年4月1日制 定
 令和6年6月1日一部改正
 令和7年4月1日一部改正
 令和8年4月1日一部改正

(目的)

第1 この要領は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という）の所掌に属する建設事業に係る調査、設計及び測量委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、契約金額が500万円以上の測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱で定める、測量、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務（「単純調査業務」を含む。）及びその他（「単純調査業務」に限る。）における、請負又は受託を行う業務について行うものとする。

2 前項の「単純調査業務」の具体的な内容は、別表1の例示のとおりとする。

(評定の内容等)

第3 評定は、次の評価項目ごとに重みを考慮し行うものとする。

評価項目		細別	業務 評定	技術者評定	
				管理	照査
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画	20	20	—
	実施状況の評価	執行管理	5	5	—
		品質管理	20	20	50
		業務特性	10	10	—
		創意工夫	4	4	—
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6	6	—
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5	5	—
結果評価	成果物の品質	工程管理能力	30	30	50
合計			100	100	100

(評定者)

第4 委託業務等の評定を行う者（以下「評定者」という）は、検査員、総括調査員及び主任調査員とする。

2 検査員とは、広島県水道広域連合企業団建設事業に伴う調査設計測量委託業務等検査要領第3の定めにより指定され、検査を行う職員とする。

3 総括調査職員とは、広島県水道広域連合企業団建設事業に伴う調査設計測量委託業務等担当要領第5各項の定めにより総括調査員に指定された職員とする。

4 主任調査員とは、広島県水道広域連合企業団建設事業に伴う調査設計測量委託業務等担当要領第5各項の定めにより主任調査員に指定された職員とする。

(評定の方法)

第5 評定は、別紙2から別紙4までの「採点表」及び別紙5の「採点上の補足」に基づいて行い、別紙1の「業務成績評定表」に結果を記録するものとし、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 主任調査員は、当該委託業務が完了に伴う検査に合格したときは、別紙2-1の「採点表」により評定を行い、総括調査員に手交する。

3 総括調査員は、別紙2-2の「採点表」により評定を行い、検査員である評定者に手交する。

4 検査員は、別紙3及び別紙4の「採点表」により評定を行い、他の評定者の評定結果と合わせて、別紙1の「業務成績評定表」に取りまとめるものとする。

5 所見は、特記すべき事項がある場合に記入するものとし、前項の取りまとめ後に各評定者が記入するものとする。

6 評定対象業務が、複数の業務分野、業務種類若しくは難易度にまたがる業務に適用する採点表は、原則として、主たる業務分野の業務内容を勘案し、決定するものとする。

(評定表の提出等)

第6 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、発注者に「業務成績評定表」及び「採点表」を「検査調書」（土木設計業務等委託契約約款第31条、第37条関係）に添付して提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 発注者は、評定者から評定結果の提出があったときは、別に定めるところにより、当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、

修正しなければならない。

- 2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7及び第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例第2条第1項の企業団の休日を含む。)以内に書面により、発注者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

- 2 発注者は、前項により説明を求められたときは、書面で回答するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年6月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 この要領は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団本部及び広島水道事務所の所掌に属する建設事業に係る調査、設計及び測量委託業務等に適用する。
- 5 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号)第5条第3項に規定する地方機関(広島水道事務所を除く。)の所掌に属する建設事業に係る調査、設計及び測量委託業務等については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体(広島県を除く。)の規則等をこの規程とみなして適用する。
- 6 前項の規定において、構成団体の要領等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に入札の手續に着手していたものについては、なお従前の例による。

別表 1

「単純調査業務」の例示

項目	具体例
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・単純なデータ収集整理業務 ・単純なデータ処理業務 ・書類編集的な業務 ・文献収集業務
河川、砂防及び海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・水理・水門観測業務 ・データ加工業務（降雨解析等） ・不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） ・補償数量の算出 ・工事記録等資料の分類・整理 ・工事図面集、写真集等の作成
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な現地踏査又は交通量観測業務 ・台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	<ul style="list-style-type: none"> ・施工関連資料の収集整理
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なデータメンテナンス ・資料収集的な業務又は単純なデータ作成のみの業務
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・資料収集的な業務
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記具体例に準ずるもの